

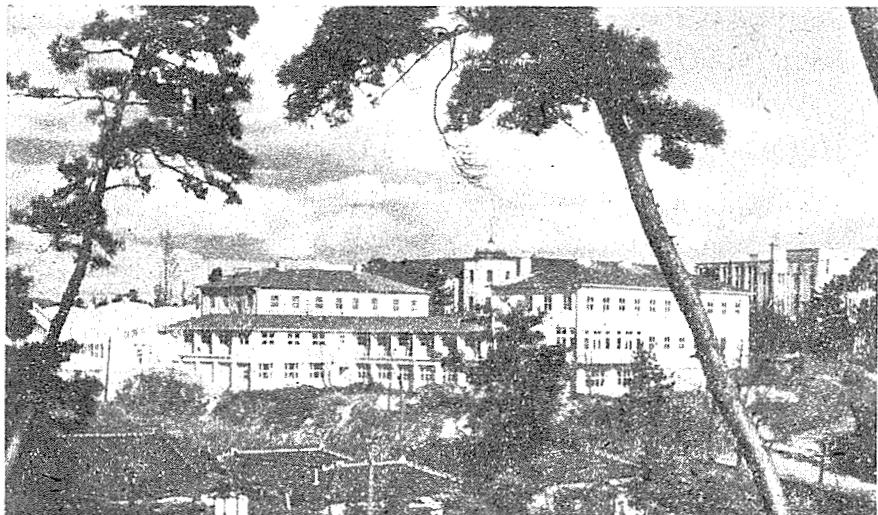
# THE KANSAI UNIVERSITY BULLETIN

Osaka, February 15th 1952.—No. 246

# 關西大學學報

第 2 4 6 號

昭和 27 年 2 月



新築落成の大学院研究室及び大学ホール

## 卑俗な民主主義を排す

中 谷 敬 寿

わが日本人の平均年齢は、戦前は四十歳そこそくで世界一の劣勢な地位にあつたが、敗戦後の今日では却つて六十歳にも達して、大いに面目を一新したわけである。この点は御同慶というの外はない。しかし他方その民主的精神性年齢は何うであろうか。民主主義といふ言葉は、終戦後燎原の火のごとくたちまち拡り、人口に駆逐して社会の日用語となつたばかりでなく、いわば一種の流行語となつた感じを受ける位である。かくて、わが国社会の公私の生活が現実にどれだけ眞に民主化されたかといえば、それは確に民主化されて進歩発展した面もあるが、しかしまだ甚だ疑はしいものがある。日本人の民主的精神性年齢は漸つと十二歳に達した程度だといふ批評さえある位であつて、或は未だ封建的で及ばざるものがあるかと思えば、或は行き過ぎて過ぎたるは及ばざるがごときものがあり、或は卑俗な民主主義に墮したものもある。この事は、旧帝國憲法に較べて遙に廣く、深く基本的人権を保障した新憲法が制定実施されてから五年に及び、その間人権擁護に関する法律が制定され特に人権擁護高揚のための中央・地方機関が設けられているにかゝわらず、多数の人権侵犯事件が現実にその跡を絶たない、ということを想起すれば遺憾ながらこれを認めざるをえない。講和独立を聞近に控えてこれでよいのか。再思三省を要すること勿論である。

その原因を探及すれば、固より複雑多岐で決して單一のものにこれを求めえないが、しかし多くの原因の中で見逃してならないものの一つは、いわゆる民主主義や從つて又基本的人権についての理解の不徹底乃至誤解であつて、いわば卑俗な民主主義に基因するとい

うことができるであろう。言うまでもなく今日いう民主主義の根本趣旨とするところは、深く人間性にその根を下し、社会的倫理的存在たる人間としてこの正しい

要求、即ち自由・平等・独立等の理念による要求は社会生活のあらゆる領域に浸透せしめ一般化するといふ点にある。従つて、民主主義的憲法によつて保障せられる国民の基本的人権も、沿革上乃至は思想的系譜としては天賦固有のものであつたとしても、しかも今日それは單に自然法上の自然権としての人権ではなく明瞭かに憲法上の法的権利としての人権であり、社会的倫理的存在者たる人間に値する法的権利といふことができる。

かくて、人間性を基底とし個人人格の尊嚴を尊重する民主主義は、いらまでもなく全体主義ではなく尊ら個人主義的ではあるが、しかもその際いちところの個人は決して孤立した個人ではなく、国家社会の成員としての個人であり、又いうところの基本的人権はかかる国家社会の成員としての人間の法的権利に外ならぬ。しかるに、国家社会と孤立した個人を有意的乃至無意的に想定して、かゝる個人の自由・平等・独立を要請することこそ専ら民主主義の要請であるかのごとく曲解し、又基本的人権を解して單純に天賦固有のものであり従つてそれは國家前・國法以前のものであると誤解するがごとき、いわば卑俗な民主主義的な主張が現にあらゆる社会生活の領域に多かれ少かれ存在して、社会公共の秩序や福祉と相容れないでこの国の民主化を阻んでいるのみならず、更に窮屈においては人間性を否定する主張が、一部ではあるが人間解放の名において民主主義の仮面を被てなされていることは甚だ遺憾である。卑俗な民主主義的主張や仮面を被つた民主主義的主張は共に、間近に講和独立を控えたわが國の眞の民主的独立のために、須く排除せらるべきである。(法學部教授)

## 第二四六号 目 次

表紙写真……八島治一氏撮影

卑俗な民主主義を排す……中谷 敬壽(三)

C I F 売買と其研究……賀屋 俊雄(三)

学内報……(六)

ブラン教授來學：國家試験合格者祝賀

激励……臨時評議員会開催……経商學舍

連接教室建築起工……學部第二部天六學

舍移転……校友名簿整理狀況報告

千里山昭八会・大阪郵政支部総会……(六)

会例会：昭七会理事会……學士会忘年会

学生……(七)

岡本尙一先生の

東京裁判文書の寄贈……石濱純太郎(九)

沿線風土記(その三)……中村 浩(一〇)

趣味の頁——閔大佛壇、閔大歌壇……(一一)

アナハーンとビトケーレン……井上吉次郎(一〇)

靈界漫語……小野 勇(一三)

編輯後記……(一四)

# C·I·F 賣買と其研究

賀屋俊雄

船荷証券、保険証券、送狀其他書類の引渡し、別言すれば、所謂表徵的引渡しによつて履行が完了せらるゝCIF賣買形態なるものが、旧時代即ち帆船時代の賣買形態であつたといふの「特定船舶による賣船賣買」(La vente par navire désigné) 及び「不特定船舶による賣船賣買」(La vente sur l'embarquement)に代つて、前世紀の中葉に於て新しき賣買形態として出現して以來、漸次、各國々民間に傳播して、今日に於ては、海上賣買の支配的形態として、貿易界に慣用せられつゝあることは、今更ら、謬説を要しない。此形態が他の賣買形態と併んで、研究対象の一とつとして學界に取り上げられて至つてからまだ日が浅い。佛國に於ては、既に疾く第一次大戰前一九〇九年の交、Bédarride 及び Abram の論究があり、次いで一九一一年 Adrien Gaubert が其著「La vente maritime」に於て、旧時代の特定船舶による賣船賣買」併びに不特定船舶による賣船賣買に加へて、CIF賣買形態に關して法學的の論究が試みられてゐる。伊国に於ても、戰前一九一〇年に於て Pittaluga, Ramella 等によりてCIF賣買研究が發表されたことが誌されてゐる。

反之、CIF賣買慣習の發祥地として知られる英國に於ては、CIF賣買が論究の対象となり、法曹界の関心を強むるに至つたのは、第一次大戰終了後のことにして、Maughan の "Trade Terms Definition" があり、貿易実務上有益な資料を提供してゐる。

一方、大陸側に於ては、第一次大戰後の文献として

佛の Jean Renard の "La vente C.I.F en droit français"; Georges Marais の "Du Crédit Documentaire" Georges Schwob の "Les Contrats de La London Gym Trade Association (La vente C.I.F)" 等が挙げられる。これらも特にCIF賣買を中心を置いたものである。其外 Georges Ripert, Julien Beauvais 等の大作は、其著海商法論の一編として、海上賣買を取り上げてゐるのは、戰前の Lyon Caen, Renault 等權威の立場と同じく佛學界に於ける海商法講義の定型に従つたものである。今次大戰後の著書といひば

一九四八年 Jean Escarra の "Manuel de Droit Commercial" がある。次に、一九四九年 René Bellot の "Traité Théorique et Pratique de la vente C.I.F, Le Crédit Documentaire" がある。信用狀との関連に於てCIF賣買に關し、微に入り細く考究した研究であり、今次大戰中の判例をも引用した最も新らしい発表である。其序文に於て Georges Ripert 博士は此著は實際家にとり最も確實にして信頼し得る指導書であるとして絶賛を與えてゐる。次ぎに、佛國民法の繼承國としての白耳義に於ては、一九二六年 G. Winkelmann の "Les principes de la vente CIF Contracts" に於て、一八六二年の Tregelles v. Sewell の係争事件以来の判例を引用して、此賣買形態の法學的説述を試みたのが、此程文獻の嚆矢である。次に、一九二四年 Goiten の "Law as to CIF Contracts," "Gibb on Sale on CIF and F. O. B" があり、ともに是等の賣買に關する英法解釈を明快に説明したものである。又、これと時を同らして、Mazzantini の "Le vendita marittima" がある。これが新旧兩時代を通じての賣買形態全般に亘つての詳論であり、重要商品に關する所謂倫敦契約にまで論及した大著である。德國に於ては、第一次大戰の終戻した年即ち一九一八年 Mittelstein の "Die CIF Klausen" が公けにされ、引き續き數大家の著書が見出される。

界の関心を喚起するに至つたのは、歐米諸国に於けると等しく、第一次大戰以降のことにつきである。筆者が学窓にあつた頃（それは第一次大戰直前のことであつたが）C I F・F O B等の用語は、唯單に賣買價格に因する表示語であるとして、外人教師に教えられたにすぎず、當時に於ては、是等用語を使用することによつて形成せらるゝ賣買形態の法學的研究は、いまだ一般化されていなかつたかの如くである。それより數年後ザエルサイユ會議の頃、寺田四郎博士の佛伊西への留学があり、其研究報告として、大正十一年中法律新聞に「佛國及伊太利法上のシフ賣買契約」及び「シフ賣買に関する佛蘭西の學說」なる二論文が寄せられている（是等二論文はいづれも本學圖書館に保存されてゐる）。他方、東北大學小町谷操三博士の度重なる研究発表と著書があり、又、早稻田大學上坂西三博士の商學的見地よりしての研究と著書があり、神戸市外國語大學の中井省三教授の貿易実務を背景としての絶えざる論文の發表と著書が公けにされている。本學としても、前記諸大家の文献は、筆者所有のものを加へて、其悉くが備はつてある。海上賣買形態に関しては、筆者進んで其研究を續けていると共に貿易実務論の主要題目として多年に亘つて講述に當つていることは、身にとり光榮であり、且つ欣快措く能はざるところである。

× × × × ×

海上賣買に関しては、既に、國際統一化運動が展開されている。一九三六年に、佛國巴里國際商業會議所の手によつて、所謂 "Incoterms" なる冊子が公刊され、C I F賣買を含む海上賣買全般に亘る統一解釈が示された。此定義は、目下、蒲団リスボン市に於て開催中の國際商業會議所第十三回總会に於て再検討に

附されつゝありと聞く。又一九三二年には、國際私法學会の英國オックスフォード會議に於て、C I F賣買に関する解釈基準が制定され、Warsaw Oxford 規則の題下に公表された。兩者、一つれも、英國の判例に基く解釈を骨子とし、北米合衆国其他歐大陸諸国の特殊事情、地方的慣習等が參照せられたものであつて、國際間の商取引の円滑化に多大の貢献をなしつゝあるものである。しかるに、最近の文献によれば、此私法學會制定規則に關する限りに於ては、当初の期待にそむき、取引締結にあたり、これに據らんとする業者が稀れであつて、ために生ずる取引上の混亂は旧態依然として解消せざるものがあるやに感ぜられる。従つて、國際統一規則併びに、これが基準をなしてゐる英法解釈に併行して、他の主要貿易國の法的解釈及びそれ等國々の特殊慣習をも改究を遂げておくことが、実務上遺漏なきを期する途であらうかと考へる。

C I F賣買に関しては、幾多の問題が存在する。C I F賣買は、物品の賣買であるか、或は書類の賣買であるか、C I F賣主は、買主のため物品を船積し、海上保険契約を締結する義務を負ふている。此義務負担は、買主の代理人としての義務負担であるか、乃至は賣主が賣主として当然の義務であるか、C I F賣買に於て、物品所有権並びに危險移轉の時期如何、物品の契約への充當方法及び其時期如何、買主の負担すべき海上危險の種類範囲如何、從つて、規定るべき運送契約、海上保険契約の解釈等々枚挙に遑なしである。今これ等問題の内、物品所有権並びに危險移轉に関する問題を選んで、上記文献に基き、特に佛國に於ける學說の概要を述べ、貿易実務者の参考に供したい。

× × × × ×

ance, free)賣買と呼ばれる。此賣買に於て、物品所有権の移轉に関しては、「一九〇九年 Nedarriide 及 Abram が「C A F賣買の本質的特徴は、物品所有権が契約の時に於て移轉することにある」と述べてい。René Belot の所謂古典説である。これに次ぎ、Gauthier は「物品が船舶甲板上に置かれたるとき、其個別化 (Individualisation) が実現する、これに対し運送業者が、賣主に物品を表彰する船荷証券を交付したとき、べきではなく、物品船積 (L'embargement) のとき、於てなさるゝものである。船積及海上運送は賣主のために行はるゝものであるが故に、運送路に於ける物品危険は、買主に帰属するものである」となしている。最近、Escarra の説によれば、「C I F賣買に於ける所有権の移轉は船積により、賣主が物品の現実的占有の状態から離脱する事実から此効果を生ずるものであつて、危險の移轉も、これと時を同うする」となしている。白耳義の Winkelmann は「物品の賣買は、賣買両当事者の意思の合致によつて完成されるものではあるが、其賣買が、不確定物 (une chose indéterminée) に關する場合には、物品所有権の移轉は、其特定 (Détermination, individualisation, specification, specialisation) されても同義) を要件とする。而して C I F賣買の場合には、其特定は、物品を船舶上に積載することによつて成就されるものであるから、物品船積の時を以て所有権の移轉あり、危險も、これと時を同らして、買主に移轉するものである」と説いてい。如斯、近くは、Escarra までの佛白に於ける支配的學説は、「C I F賣買に於ける物品所有権と危險ば

物品船積の時に於て買主に移轉する」ものとなして、これが認められる。然るに René Bellot は、其近著（上掲）に於てこれ等の諸説を排して、かの Bedard 及び Abram の所謂古典説を支持して、次のように説いてい。<sup>10</sup>

『佛国民法第一五八三條（註一）及び第一一三八條（註二）によつて確立された原則に従へば、賣買なるものは賣買両当事者の意思の合致によつて完成される。而して、同法第一五八五條（註三）は、上記原則に対する例外を設けて、物品が全量一括荷口でなく、重量、個数、容積によつて賣買せらるべき如きものに属する場合は、其看貨、計数、検査の行為のまで、危險負担が賣主から離れない。此意味からして、斯かる賣買は完成せられない、と規定している。

此例外規定の存在によつて、所有權移轉は物品の確定即ち特定（Specialisation）に俟つものとする見解が學界を風靡している。從つて、C I F 賣買に於ても、上述の如く、船積によつて、物品の個別化を見るまでは、賣主への所有權移轉の効果は発生せざるとする見解が一般に行われているのである。しかし、此様な考へ方には與ずることが出来ない。其理由は、本來此例外規定の立法趣意は、物品が種類商品（Une chose de genre）である場合、即ち物品が、「種類は滅せず」（General non pereat）と定義されるべきものに屬するものであつて、其危險移轉を認識することが極めて困難な問題となつて現はれてくる即ち、斯かる場合に備へて、一つの指標を與えようとしたものであつて、物品の特定あるまで、危險の移轉なきことを明らかにし、且つ此点から見て、斯かる賣買の不完全性を指摘したに外ならないからである。條文の規定するところ

は、危險移轉に就いてであつて、所有權の問題に関しても、何事もこれに触れていない。このことは、所有權それ自体の移轉は、契約締結の時に於て、既に完了していることを物語つてゐるものと解釈せねばなるまい。賣主側に於て義務不履行ある場合には、買主は、賣主の不利益に於て契約の解除、損害の賠償要求、義務履行の強要が許されてゐる。この事実は、買主が直接物品に対する権利を保有してゐることを立証するものであつて、其根拠は所有權の存在を指して、他にこれを見出すことは出來ない。

C I F 賣買に於て、其目的物は、原則として、不确定物である。賣買当事者は、多くの場合、同地に居住しない關係上、物品特定には両者共同の立会は不能である。從つて、物品が賣主の手を離れ、運送業者側の船舶上に移されたとき、其個別化（Individualisation）が見出されるが故に、此時に於て、危險移轉が行われることとされるのである。しかし、此船積は、概述の理由によつて、所有權移轉には、何等關係を有しないことは言ふ迄もない。

「物の滅失は所有者の損失に帰する（Res perit dominio）」の古諺は佛國に於ても法上の原則である。<sup>11</sup> しかしながら、其の立場に於て、所有者たる買主に対し、代金の支拂は保留する旨の表示であり、後者は賣主が買權者の立場に於て、所有者たる買主に対し、代金の支拂履行あるまで、其所有權を立証する証券の引渡しを拒否する旨の意思表示である。<sup>12</sup>

以上は Bellot の所説の大要であるが、其議論の當否は別とし、博士の著書が、今次大戰後最も新らしいのであり、其所説が佛學界の衆説を排して、古典説を支持せる点に興味を見出して、其説がまあを A J M J 紹介する。（昭和二十七年一月三十日稿）

（註一） Art. 1583. Elle est parfaite entre les parties

et la propriété est acquise de droit à l'acheteur à l'égard du vendeur, dès qu'on est con-

venu de la chose et du prix, quoique la chose

n'ait pas encore été livrée ni le prix payé;

（註二） Art. 1138. L'obligation de livrer la chose est parfaite par le seul consentement des

parties contractantes. Elle vend le créancier

propriétaire et met la chose à ses risques dès

l'instant où elle a dû être livrée encore que

la tradition n'en ait point été faite, à moins

que la débiteur ne soit en demeure de la livraison.

# 學 内 報

## ブラン教授來學

一月二十五日カリフオニア大学教授ジヨージ・C・ブラン氏が來學、大學院學舍に於て午前十一時より一時間に亘つてシエクスピアに関する講演を行つた

## 國家試験合格者を祝賀激励

院學舍に於て午前十一時より一時間に亘つてシエクスピアに関する講演を行つた

司試験合格者

三時半より國家試験合格者及びガリオア資金による米国留学生試験合格者との懇談会を開催し、その前途を祝賀激励した

吉田秀文（法一部三年）島田信治（

専法二部卒）松浦武（法一部三年）

植田宗之（法一部四年）鍋島友三郎

（法二部四年）南政雄（法二部卒席

西川潤（法二部四年）奥村孝（専法卒）渡辺紋爾（法二部四年）宮内勉

（大學院私法專攻）山田十雄（法二

部四年）

公認会計士試験合格者

末政芳信（大學院）

ガリオア米国留学試験合格者（ハーバード大学）

大塚義昭（商一部四年）

臨時評議員會開催

二月七日天六學舍會議室に於て臨時評議員會を開催、寄附行爲改正委員會の起

院學舍に於て午前十一時より一時間に亘つてシエクスピアに関する講演を行つた

人関西大学職員の任免及び職務権限に関する規程

草にかゝる左記二規程を可決承認した

四、從來住所其他の事項判明  
せざる者 四七七〇名

二、寄附行爲第二十四條による學校法

人関西大学職員の任免及び職務権

限に関する規程

## 校 友

### 千里山昭八會開催

昭和廿六年十一月二十二日午後四時半

予て設計中の経商學舍連接大教室二室

一棟（鉄筋コンクリート延二七〇坪）の

建築は近日起工の予定である。

### 學部第二部天六學舍移轉

從來學部第二部（夜間）の授業は千里

山學舍に於て行つてゐたが、學生の時間

的經濟的不便、殊に所定の授業時間に終

始完全に出席し得ない不利、又各方面か

らの要望の強い大阪市内に於ける夜間大

學の必要性等に鑑み、第二部の授業を天

六學舍で行うこととに決定した。但し来る

四月には一年次のみ、來年四月には全學

年移轉の予定である。

### 十四會例會

十二月二十八日午後六時心齊橋クラブ

に於て十四会例會を開催した。遠く奈良

よりは竹林氏、京都よりは加茂氏等新顔

が出席して前回に比べ小人数ではあつた

が、意氣大いに上つた。昭和廿六年の經

濟界を回顧して平和條約成立後の經濟を

語り、母校の近況を話し合い、發展を祈

り有意義に閉會した。出席者左の通り

稻葉、松尾、岸田、富山、井上、浦野、茂野、西

村、鈴川、竹林、加茂、佐伯

菅原、沖氏の挨拶に始まり、次いで大學

副より阿部監事起つて大學の近況報告

を、安井校友課長校友課の現況報告を行

い、祝盃を交して懇談に入つた。晉刻を

過ぎて歎談は更にはすみ名残り盡きざる

一諸先生の出席を得て、學生時代の想ひ

まゝに午後九時校歌高唱、関西大學とK

出に華を咲かせた。出席者次の通り

### 昭七會開催

旧暦十二月二十四日昭七會忘年懇談會

を開催、恩師水谷揆一、堀正人、河村信

議員會を開催、寄附行爲改正委員會の起

院學舍に於て午前十一時より一時間に亘つてシエクスピアに関する講演を行つた

人関西大学職員の任免及び職務権限に関する規程

三、返事なきもの

一〇二九四通

U.S.との万歳を三唱、盛会裡に幕を閉じた。一つの職域に於て六十余名の会員を擁し、その全員に近い五十五名が出席するという盛会は近來稀なもので、本会員の結束の固さが感ぜられる。当日の出席者は次の通り

神田忠、今井繁、北村英、石丸興、阿部甚吉、森安井道男、井上龍男、宗定信男、友井伊三郎、森安安一、藤田政治、梶塙正、服部俊一、宮川治、前田覺、井上謙二郎、板井忠行、星芝久雄、合田清泰、和田啓一、高村清春、國井秀明、岡井泰雄、渡邊和夫、長谷川博充、小倉早太郎、坂田雄臣、坂井隆蔵、中野未男、林田勇、北野繁太郎、森貞延、岡安操、栗原泰弘、南口勤、佐伯道、加治正治、吉田功、小林彌、成田正、濱田忠一、三上京也、枝田基生、細中慶次、安田蔵、眞野繁雄、大北二郎、新居康佑、杉田貢、神永榮治、山岡善良、佐伯穂根夫、藤田謙雄、乾忠治郎、山本雄吉（順不同）





# 岡本尙一先生の東京裁判文書の寄贈

石濱純太郎

岡本尙一先生から昨年の春に御所蔵の東京國際裁判の記録文書を全部本大学に寄贈さる御好意を賜わつた。そうして早くも三月には三十余箱の膨大なるこの貴重の資料は図書館の階上に搬入され、川上法学部教授の下に整理研究を開始したのであつた。岡本先生も時には來館され整理方針の指導説明をされたのである。國際裁判の記録と文書であるから法学部の資料たることは云うまでもないが、内容性質が我國の運命を決したる戦争政治に關するものであるから史学研究の上にも極めて重要にして欠くべからざるものである。そこで文学部からも史学の諸教授が参加することとなり、今は東西學術研究所の一つの仕事となつてゐる。

東京裁判の記録文書と一口に云つていると何でもないが実は大変な分量で簡単に整理しにくいもので左の様なものである。

## 一、性質 殆んど文書の複本

### 二、内容

- 1 政府軍部の公文書、調査報告書
- 2 軍人官吏の信書と論文、講演、放送の摘録写し
- 3 陳述書、調査報告書（部隊の編制、任務、活動状況等に関するものと、俘虜收容所に関するもの）
- 4 a 検事側、弁護人側の作成した事件概要書  
b 弁論文書、調査研究文書

c 弁論記録  
d 証言、口述記録文書  
e 判決文

以上のような文書で概数はザット文書一一〇〇〇点にのぼり、然もそれは和英両文で備るのであるから大変なものである。全体としては岡本先生の分だけでは少しばかり人に貸されたもので御手許に残らないものがあつて不足していると云うので、先生は先生の御親友宇佐美六郎先生に相談された結果、不足の一部分は宇佐美先生から御寄贈される事となり、既に御寄贈を得て到着している。尚又岡本先生の御斡旋により清瀬一郎先生からも御好意ある御手紙を頂いている。清瀬先生は此裁判に關する大著に從事していられるので、博士が大著御完成後には、我研究所は完具せる資料を備え得ることにならうと窃に喜んでいる。

岡本先生は本学名譽教授故藤澤草次郎先生と御親交があつたので余は藤澤先生の縁によつて岡本先生と相知るに至つた。余は一夕先生と会談の際に東京裁判に及び、武藤章元中將の弁護人であつた先生にこの文書の全部存せるを知りその史学研究に重要なを述べてその内の少しを拜借したいと願つて快諾を得たが、聞いてみれば實にその膨大なのに驚いてお願いを中止したのであつた。然し先生はこの貴重なる資料の保存に心を費していられたので本学に於て預つては如何と進言しておいた。其後本学の阿部甚吉監事も勧められたが又その御好意に感激の外なかつた。直ちに理事長に之を傳えたが、理事長も思掛けなき吉報には感謝して受けられる事となつた。かくして類なき好意から本学は誇りとすべき資料を備え得たのである。

本資料は目下整理中であるが、道々各部諸先生等と協同研究に至るであろう。それに就いては東京裁判研究に必要な諸文献を網羅蒐集しておきたいと考えて徐々に整理と併行してその点にも考慮を拂つてゐる。東京裁判進行中は世のジャアナリズムに喧傳されたが終了後は寂しい。判決後既に三年の歳月は匆匆に流れ去つた。この重要な貴重なる資料を頗みず保有しようとする努力も余り聞かなかつた。殊に史学の間では関心が薄かつたようである。史料なくして史学はないと迄云われるに拘わらず現在眼前に存していた史料を見逃してはおかしい。古い文化財は尊重するが新しい文化財は雲烟過眼視する世の風潮は感心したものない。殊に散佚し易い本文書の如きは既に今日に於ても完具しにくではないか。然も將來の我國の進路は本文書を研究して辟く必要を示して余りある。過去を研究する學問の資料として計りの能でない。近頃官序筋でも本文書の傳存を図つてゐる所聞いた。余は岡本先生が早くも本文書の保存に関心を抱かれた事に敬意を表すると同時に之を完具せしめられんとする卓識を賛嘆する。然もそれが我大學に於て成就せんとするのである。我学苑も之に協力を惜んではならない。

余はこゝに本文書の寄贈を紹介するに過ぎないが一度岡本尚一先生、宇佐美六郎先生、清瀬一郎先生に深甚の感謝の意を表するものである。（文學部教授）

# 沿線風土記 その三

中村浩

関西大学経済学会編集

經濟論集 第二卷第一號

昭和二十七年二月二十日刊行  
価格一百四円(送料十六円)

わが国観光事業の將來

河村宣介

イギリス資本主義成立史上の

「生産者の資本家への推進」(二)……矢口孝次郎

ひとつの労働理論  
W・S・シェボンズ研究(一)……沢村栄治  
わが国中小工業の基本問題……松原藤由

R・A・フィッシャー素描……高木秀玄

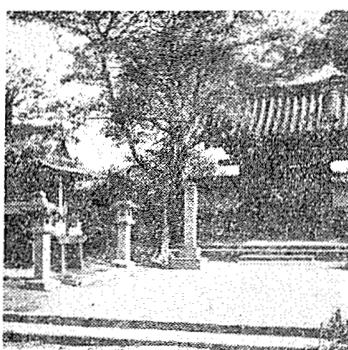
R・L・コーン「農業経済学」……東井正美

鉢は中村鶴助  
奉納のもので  
あり、また墓

左傍に見ら  
れる「みより  
寺の竹」の石標  
には中村扇太  
景郎同建、林長  
三郎建石とある  
り、奉納石燈  
籠にも興行人  
某芝居家某、

大阪府吹田市千里山関西大学内

発行所 関西大学経済学会



新淀川の長橋を越えると、大阪全市の命とも言ふべき柴島の貯水池が続く。柴島はこの沿線で唯一の読み難い駅名として一應誰人の注意をも惹く。しばしば、と読まずくにしまと読むことに就ては未だに確証はないが、古地名に茎の渡しといふのがあるが、このくきの訛ではないかといふことも考へられる。柳田國男先生の「地名の研究」の中に、久木といふ地名の項がありそこで柴島がやはり問題になつてゐる。昔、しばしば薪炭村にするものを広くくぬぎと称した。くぬぎくにぎ——このき——くきと一連の関係があり、全國に数多くある久木の地名は薪炭村の採取地を意味すると言はれてゐる。柴がくにきと読まれ、語尾が脱落していくにと説まられるに至つたのかも知れない。

柴島一帯は明治初年までは棉の產地であつて此處から木綿布が多く產し、これを淀川堤に晒した。大阪都心の商人に珍重がられ柴島晒と呼ばれた。この爲淀川の右岸柴島附近の堤が一名晒堤とも称せられた程度である。今日では棉の畑など見たくても見られない位に住宅が縮小してしまつたが、晒だけは今も尙河原の草生の緑の中に美しい純白を抜けてゐる。

こゝに童子神として古くから八幡祠があり、六月と九月とに夫々夏、秋の二祭が催される。

## 崇禪寺

貯水池の北、崇禪寺駅より二丁余の所に曹洞宗凌雲山崇禪寺がある。この寺の名は崇禪寺馬場に於ける遠城兄弟敵討の物語に依つて博く人口に膾炙してゐる。

座本葉などの文字が見られる。「みよりの竹」の標の背にさゝやかな竹むらが今もあるが、これには次の如き傳説が残されてゐる。兄弟がこの寺に弔られて後、身内の者が墓参に大和の郡山から来いて來た竹の枝を此處に突き差したのが根を張つて茂つたと言はれてゐる。即ち諸所にある杖立傳説の一である。又、今ではこの附近も住宅が縮小して田地などは殆どなくなつてゐるが、以前はこの辺では秋の刈入れが果てゝも決して

南をしてゐた生田に遭遇し、同年十一月四日に惣社の浜一俗に崇禪寺馬場と言つてゐた一で決闘することを約した處が、當日になり生田は多くの弟子を附近の物蔭に隠しておいて兄弟を無残な返討にした。生田の最初に就てはまち／＼で、こゝで同じく傷つき引上げる



## アナタハンとピトケールン

井 上 吉 次 郎

アナタハンは一九五一年のロマンスだつた。島は太平洋戦争最後の降伏者の記録を残す遺跡になつた。満七ヶ年の数奇な孤島生活は、今の世に考えられないほど独立社会の経験だつた。無論、これを百五十年前のピトケールン島に較べるは不倫だ。

そもそも、出発の動機が違う。百五十年の違いは、その前の幾千年の違いよりもつとひどい。人間交通の發達が時空を征服して、さしがに広い太平洋にも、眞実孤島というものはなくなつてしまつてゐる。この人達が七年もの長い間、離れた小島に別條なく生き延びられたのは、全く米軍のお目こぼしだつた。ピトケールンの場合は、そうではなかつた。

全く独立の新天地を無人島に求めて、その建設に成功したのであつた。太平洋の波の中には、龍宮のような既成社会こそなけれど、「新しい村」に基地を提供する無人島は、いくらもあつた。ピトケールン島も恰好な一つだつた。南緯二十五度、西經百三十度にある周五マイル半の小島で、海岸はけわしい岸壁、その上に

海拔四百尺の高地あり、棕櫚属、パンダナス、大榕樹寄生し、岸壁はすつきり蔓草に蔽われてる始末で、人の子一匹いないのは勿論のこと、獸畜類一匹いなかつた。

アナタハンは條件が違う。北緯十六度二十一分、東經百四十五度四十分に位し、周二十五キロといふから、ピトケールンより倍以上大きい。盆地の標高も七百六十メートルとグンと高い。第一、無人島ではなかつた。この人達が泳ぎ付いたとき、カナカの男女四十人もいた。米軍上陸、日本人はあわてて叢林中に逃げ込まつた。孤立社会は、そこで、出発したのであつた。

ピトケールンの新社会は、莫縫バウンチー号の反逆者が、一つの意図をもつて出発させたものだつた。撃沈された船の人は達が辿りついて救出を待つのと余程違つた。孤立社会は、そこで、出発したのであつた。

この发展性は樂にしたくもアナタハンにはない。唯一の婦人比嘉和子さんも中途米船に逃げ込むし、その夫比嘉第一郎氏の運命については、どうしたことか誰も口をつぐんで語らなかつた。ロマンスは現実の中に搔き消され、話題を52年には再び取り上げるものは、ジャーナリズムに嘲笑されよう。

(文部省教諭)

## 書道会々員募集中

現下社会に於ける書の必要に鑑み、此度學内に書道会を設けることに致しました。私たちは本会によつて書道の練習を行ひなほ隨時書道展覧会、書道講演会を開催することによつて書に対する鑑識力を養ひ、また趣味として、精神修養の糧として、お互いに親和し切磋琢磨して行きたいと思ひます。会の名称に就ては、元本学名譽教授故黄坡藤澤章次郎先生の御盡力によつて戰前に作られ、又同先生によつて命名せられた「隨風會」といふ名前を復活踏襲して行くことと致しました。就きましては、學の内外を問はず、役員、教職員、学生生徒其他関係者各位の御賛同御協力を得、多數御入会下さいます様御案内申し上げます。尙御入会御希望詳細お聞合せの方は左記世話人までお申越し下さい。(会費毎月百円、別に入会金百円)

天六学舎秘書課  
千里山学舎法文課  
事務課有福健  
関西大学随風会  
中通一關西大學天六學舍内

靈界漫

小語  
野  
勇

「何んて奇麗な大きい花だろ。magnolia と呼ばれるのも不思議じやないな。」と泰山木を見て貴君は考へる。——だがその瞬間、貴君は身柱の辺にふつと冷たい息吹を感じて、ぞくりとする。うん、もう大氣に秋の氣配あり、と独言つ。しかし、貴君は間違つてゐる。それは貴君の無智を野次つてゐる (Pierre) magnol 教授 (註一教授の名に因んでy) が、本蓮科を magnolia と呼ぶの幽盤なんですよ。

論語に「子不語怪力亂神」又「務民之義、敬鬼神而遠之、可謂知矣」とある。人を教化するのに、怪力亂神を語り、人間の盲点を衝いて、これを譲尊するのは詐術であつて、孔子の可とし得なかつたところである。しかし世の指導者は案外この方法を利用する。所謂鬼神ではないが、人智に垣を設け、批判の範圍を限り「不可犯」とか「不可測」とか言う寶刀を懷中に秘し、時に應じて、ちよいちよい振り廻すことは、戦前は大いに、戦後も稀ではなく行なれて來たのである。だが、私が此處に敢て鬼神に就いて漫話しようと言ひるのは、そんな大それた考え方か、霜夜の炉辺に多少の笑を買ひ得ればといふ丈の事に過ぎない。一体幽靈と言ひ者は古來文学に仲々便利な人物(?)として登場する。作者は、事面倒となれば過去の目撃者として幽靈に手

イティ的効果も發揮する。全く都合よき存在と言わねばなるまい。沙翁劇中、實に七篇に至る幽靈登場劇があるのも、如何にこの靈的存在の舞台効果に寄與する所大なるかを、沙翁が認めていたかを感じさせる。不思議な様だが、戰後公開の歐米映画中、寡見の私でさえ、意外に多くの幽靈映画を數え得るのである。早くも英の「ハムレット」<sup>1</sup>來にコステロ・アボットの凸凹劇（題名失念）、O・ワイルドの「キヤンタヴィルの幽靈」の現代化、ノエル・カワードの「陽氣な幽靈」R・ネイサン原作の「ジエニイの肖像」佛にコクトーの「オルフェウス」等があり、又近時英の「バンドーラ」中のき迷える和蘭人も公開された。他に見逃がしたもの多々あるであろう。とすると現代映画に於ける幽靈の素材價値も、在來の文学に於けるに仲々劣らぬ様に思われる。由來著名なる幽靈は故あって出現するものが多い。殊に本朝の高名な幽靈は然りと言える。つまり出現の目的意識が明確なのである。概ね愛憎・恩讐の「執念」を抱いて出現し、その目的到成するや速かに成佛するのが常

道である。ハムレット父王、「マクベス」中のバンク  
チー、四谷怪談の亡靈等皆その類である。しかるに現  
代に移るに従いこの類は次第に減少して行くのではな  
かるうか。「陽氣な幽靈」に出現する劇作家の亡妻は、  
偶々交霊術の際、誤つて現世に呼戻され、その儘新妻  
との家庭生活にいる夫の傍に居坐つてしまふ。元來彼  
女は、第二の妻に対し、特に何かの怨念あつて現われ  
たのではない。たゞ夫の新しい夫婦生活に非常な興味  
を抱き初める。しかしこの美しくて皮肉な幽靈は、生  
きている二人には全く迷惑な存在となつて来る。行住  
坐臥、傍でにやにやと看視されてゐる事のたまらな  
き。つまり彼女は生きている二人の批判者であるとこ  
ろに、この幽靈劇の新鮮さがある。こう言う型の幽靈  
に会つては、生き永らえて、一見幸福げに振舞つてい  
るわれわれこそ、誠に他愛もなきものに見えて来る。  
若し、今日濁世にあつて叩頭、巧言、時に慷慨悲憤、  
以て辛じて生をあがなつてゐる凡夫が、その心理の奥  
底迄見抜いてゐるといの幽靈を傍に意識するとしたら

——荷厘介な自意識が幽靈の姿で立ち添つてゐる所が、以て辛じて生をあがなつてゐる凡夫が、その心理の奥處迄見抜いてゐる。幽靈を傍に意識する所としたら、たら——正にこれこそ「阿呆らしく、照れ臭い」人生と言ふべきであろう。こんなのに比べれば、ワイルド描く「キヤンタガイル卿」の如くエリザベス朝三百年の傳統と誇りを抱いて近代米人を驚倒せんものと、涙ぐましき努力をする浪漫主義者の悪戯は實に愛すべく、健氣なものに見える。

観客には勿論、登場人物の全てに見える幽靈がある、少女ジエニイ、「ペンドーラ」の船長はこれである。本朝歌舞伎に出現する名高き幽靈は概ねこの類である。観客には見えるが、登場人物の一部にしか見えない幽靈がある。「陽氣な幽靈」は夫にしか見えない。ハムレット父王の靈は、第一幕では、息子、ホレーシヨー其他の武人に見え乍ら、第三幕第四場では王

妃には姿を見せないと、言うエミニストである。最後に観客にだけ見えて、登場人物には全然見えない型がある。コステロ、アボットの映画のはそれであつた。

この型の場合は、幽霊の行う不可思議のみが他の人物に見える訳であるから、嚴密には幽霊劇と言うより妖怪変化劇と言うべきかも知れないが、この第二、第三型の幽霊劇は、喜劇的効果を容易に挙げ得ると云う特長がある。衣裳だけが歩いたり、椅子が自ら移動したりすることに驚愕する他の人物の姿勢は誠におかしみを添え、そこに種々なるギヤグの取入れが容易に行われる。さて、本朝の幽霊にも、常に凄絶悽惨な執念派ばかりでなく、「何の用もなきに現れて女わらべをおどしたがる」也の所謂「木のは幽霊」もいるのである。そして私は將來は恐らく、この愛すべき「木のは」氏が益々活躍し、そしてかゝる諷刺派幽霊こそ、何を好んで浮世に一握の金一日の享樂、せいぜい三日天下の権勢の爲、詐謀策行わざるなき小人共に痛撃を加うる批判者となりそうに感じるのである。

もう一度也有を借りると、「むざとはおこきぬあの世の法度」によつて幽霊は「出る／＼」といつて現実には出さうにない。しかし交霊術となると可なり文明國と称する世界に於いても盛んらしい。たゞ私は靈界事情を語る適任者はさらざらないが、知人S氏から聞き、その証拠まで見せてもらつた霊界通信の記録に就いて語ることが出来るだけだ。

S氏は私より数年の先輩、千葉に現住する人、元軍人、剣道の達人で、戦中二度大陸を馳験し、帰還後も同僚として親しくしていた。日蓮宗徒として厚信、私も同信の者として種々話して下さつたのである。昭和十九年初夏、S氏と私は学徒動員の監督に従つていた時、初めてS氏は自ら体験された奇蹟に就いて私に漏らされたのである。それは、S氏の夫人が、氏第二回目の出征中非常に法華經を信仰され、夜毎着経する裡に、遂に一種の靈境に到達されたと言ふ事、氏の帰

還後もこの事は続き、数々の不思議が、その瞬間口述されるとの事であつた。私が聞き知つた交霊的現象中三つの具体例を記して見よう。

S氏夫人を靈媒として夫人の先祖の靈が語つた話。夫人は山梨の出であるが、遠き先祖は新羅三郎義光の部将であつたらし。一夜夫人の口を籍りて、靈はある時の出陣を語り、陣中の將士十数名の姓名を連ねたと言つ。現に、私はその後S氏宅で、同家の秘寶とも言つべき、夫人の口述によりS氏自身が走り書きされたノートを披見させてもらつた。

現存人——生靈との通信。一夜S氏は夫人を通じて、當時久しく音信不通であつた氏の舍弟と会話をされたと音う。その会話は凡そ次の様であつたらしい。

S氏弟「兄さん、御無沙汰しています。永らくお目にかかりません。」

S氏「お前は、今何處にいるんだ。」

S氏弟「金社の出張で佛印に來ているのです。」

S氏「佛印だつて？」

S氏弟「そうですよ。今日は暇があつて、アンコール・ワットを見物して來たんです。」

S氏「何、アンコール・ワット？」

S氏弟「会社の用が済んだら帰ります。お土産は何がいいでしよう。以前佛壇用の香炉がほしいと言つていましたね。」

S氏「有難う。しかしこの頃、お佛壇を新しく、大きいのにしたから、お前の以前知つていたのより、少し大きめにしてくれると有難いがね。」云々  
私の聞いた所では、氏も夫人もアンコール・ワットはその夜初めて聞いた名で、翌朝早速小学生の令息の地図帳でさがし当たと音うことである。

更に驚く可きは、夫人の口を籍りた靈によつて、氏は、遠い今は全然疎遠の親戚の姓名住所を教えられ、試みに通信したところ、その姓名住所は正確であるが、漫語も眉に書きするに至れば「静かに消え去る」のが本筋であろう。

私は以上の事実に就いて何らかの解釈をしようとは思わない。実は私は交霊術に興味を持つ者ではない、寧ろ、交霊術とか口寄、又靈界通信とかを欲求する場合の大部分が、現世のわれわれの側での悲劇——疾病、葛藤、貪慾、等々——に通じるものなりと信じている。故に、かゝる事の行われる事少きを喜ぶものである。たゞS氏の場合、私に話される事によつて、氏に何の利するところないことを知つてゐるだけ、神祕の中に純粹さを感じたのであつた。

一笑話を加えてこの文を終らせていただこう。これは、第四高等学校出身の一先輩より語られたので、話の舞台は金澤であると私は思つてゐる。花札賭博に満してゐた男がぼつくりと死んだ。同じ八八宗門の同志三人が急逝した先輩の靈前に通夜し、談笑、飲酒していたが、遂に退屈し、夜半に至つて追悼八八会を始めたと音う。戰勝境に入ると、そこは狂信徒のこととて、靈前もお構いなく熱中して、いたが、長々と横たわつてゐる新佛の眞向いにいた男が、ふと顔を擧げ、「あつ！」思わず叫ばんとして、声無く、色を失つて全身凝固してしまつた。見よ、新佛が、死出の裝束其の儘に、床の上に片腕を立て、戰慄く首を引起し、彼の直ぐ前に背を向けて、今や頸りと何の札切らんものと苦慮中の男の肩越しに、ふるえる黄色の指先で、男の手の内指さして、幽冥の彼方からなる声振り絞つて言つたと言う。

この話は、少し巧く出来過ぎている。いささか眉唾の感を與える。しかし、一体眉に唾きすればどうして怪異の難を脱れ得るのか？——いや、もう五月蠅子の本筋であろう。

関西大学  
文学会編集

## 文學論集

第一卷

昭和二十七年一月三十日刊行

頒價八十円(送料十六円)

近世文語史より觀た中世ドイツ官用語の發達とその意義(Ⅱ) 福本喜之助  
道鏡傳考 フィヒテの國家觀 橫田健一  
発行所 大阪府吹田千里山 関西大学人文科学研究所 秋山博愛

関西大学  
内

関西大学人文科学研究所

## 昭和二十七年度 生徒兒童募集

### 附属第一高等学校

書問課程(普通科)

募集人員(男女共学)

第一学年 約三五〇名

第二学年 各若干名

第三学年 各若干名

出願期間 二月二十一日(木)より三月五日(水)まで、毎日午前十時より午後五時まで(日曜日を除く)

銓選期日 三月六日(木)、七日(金)

夜間課程(普通科、商業科)

募集人員(男女共学)

第二学年 各若干名

出願期間 二月二十一日(木)より三月五日(水)まで、毎日午前十時より午後七時まで(日曜日を除く)

銓選期日 三月六日(木)、七日(金)

書問課程(普通科、商業科)

募集人員(男女共学)

第二学年 各若干名

出願期間 二月二十一日(木)より三月五日(水)まで、毎日午前十時より午後七時まで(日曜日を除く)

銓選期日 三月六日(木)、七日(金)

書問課程(普通科、商業科)

募集人員(男女共学)

第二学年 各若干名

出願期間 二月二十一日(木)より三月五日(水)まで、毎日午前十時より午後七時まで(日曜日を除く)

銓選期日 三月六日(木)、七日(金)

書問課程(普通科、商業科)

募集人員(男女共学)

### 附属第一中学校

募集人員(男子)

第一学年 二〇〇名

第二学年 若干名

出願期間 三月一日(土)より三月十日(火)まで、毎日午前九時より午後三時まで(日曜日を除く)

考查期日 三月十二日(水)午前九時より筆答考查、三月十三日(木)午前九時より人物考查、身体検査

詳細は左記へ照合のこと

大阪市大淀区長柄中通二丁目  
關西大學附屬第一中學校

### 關西大學幼稚園

募集人員 一二〇名

願書受付 二月二十一日(木)より三月十日(月)まで、毎日午前九時より午後五時まで(日曜日を除く)

採用発表 三月二十日午前十時

応募資格 満四才より学齢まで

詳細は直接左記へ照合のこと

吹田市千里山関西大學外苑内  
(市電天六下車)

(京阪神急行花垣町駅前)

關西大學幼稚園事務所

### 〔編集後記〕

◇昨春二月起工した大學院研究室、大學

ホール及び階段教室(鉄筋コンクリート

建延四五〇坪)の建築工事は、表紙写真

の如く二月末竣工の予定である。写眞は

ます。これに恥ぢて今月号は前号に踵を

接して編集を行ひ、漸く予定期日に発行

出来るところまで漕ぎつけるを得ま

した。これは御寄稿下さった教授方の御

協力に依るものであり、茲に謝意を表す

る次第であります。

◇智屋教授からはその御専門であるC.I.

F賣買に関する御労作を頂いた。又ユー

モラスな斬新味豊かな一文「靈界漫語」を

下さった小野教授は、早く高校時代に作

家藤沢恒夫氏らと共に同人雑誌「コギト

」を編輯してをられた達文の士である。

◇昨年三月岡本尚一氏の御厚意により寄

贈を受けた極東國際軍事裁判記録文書は

千里山の大學内東西學術研究所第一研究

室に於て目下石浜、川上、安藤教授を初

め研究員によつて整理が着々と摶つてゐ

るが、同文書の學術研究資料として貴重

なる意義を博く知つて頂くため、御多忙

の石浜教授をお煩はせして一文を頼つた

め研究員によつて整理が着々と摶つてゐ

るが、同文書の學術研究資料として貴重

なる意義を博く知つて頂くため、御多忙

の石浜教授をお煩はせして一文を頼つた

M・クラーク氏」を「T・M・クラーク氏

」に、十三頁第三段本文五行目及び第四

段三行目の「渡米」を「渡來」に、十五

頁第三段十九行目の「郡書」を「群書」

に夫々訂正いたします。

關西大學學報

復刊一六号

定價三十円(送料四円)

一年誌代実費三〇〇円(送料共)

昭和二十七年一月十五日印刷

大阪市大淀區長柄中通二丁目

編集兼  
發行人 中 村

印刷者 西 井

大阪市北區川崎町七

幾 蔵

印 刷 所

株式会社 ナニワ

印 刷 所

大阪市大淀區長柄中通二丁目

發行所 関西大學學報局

振替堺川 35  
六一七五六  
六一七七二

# 關西大學學生募集

## 大學院

出願期間 三月一日—三月廿二日 試験期日 三月廿五日・廿六日

法学研究科——公法專攻・私法專攻 六〇名  
文學研究科——英文學專攻・國文學專攻・哲學專攻 六〇名  
經濟學研究科——經濟學專攻 五〇名

### 部

法学部 第一部(晝)一年 四〇〇名 三年 若干名  
第二部(夜)一年 三〇〇名 三年 若干名  
文学部 第一部(晝)一年 二〇〇名 三年 若干名  
第二部(夜)一年 一五〇名 三年 若干名  
經濟學部 第一部(晝)一年 四〇〇名 三年 若干名  
第二部(夜)一年 三〇〇名 三年 若干名  
商學部 第一部(晝)一年 二〇〇名 三年 若干名  
第二部(夜)一年 一五〇名 三年 若干名

出願期間  
第一部 法・文學部 一年 二月一日—三月五日 三年 三月一日—三月廿七日  
(経・商學部 一年 二月一日—三月八日 三年 三月一日—三月廿七日)  
第二部 法・文・經・商學部 一年 二月一日—三月十九日 三年 三月一日—三月廿七日  
(日曜・祝日を除き毎日午前十時より午後四時迄)

試験期日  
第一部 法・文學部 一年 三月七・八日 三年 三月廿九日  
(経・商學部 一年 三月十・十一日 三年 三月廿九日)

第二部 法・文・經・商學部 一年 三月廿二・廿三日 三年 三月廿九日  
(日曜・祝日を除き毎日午前十時より午後四時迄)

◎入學要覽  
返信用封筒に宛名明記卅円小爲替同封の上それぞれの所在地に申込の事  
出願期間 第一、二部とも二月一日—三月廿八日 試験期日 第一、二部とも三月三十・三十一日

## 短期大學部

商工經當科 第一部(晝) 二〇〇名  
(第一部(夜) 二〇〇名)

## 短期大學部

大阪府吹田市千里山  
電話吹田123・461

大阪市大淀区長柄中通  
電話堀川1756・2072—3・3332